異動届出書の記載方法

◉提出期限は、異動のあった日の属する月の翌月の10日までです。

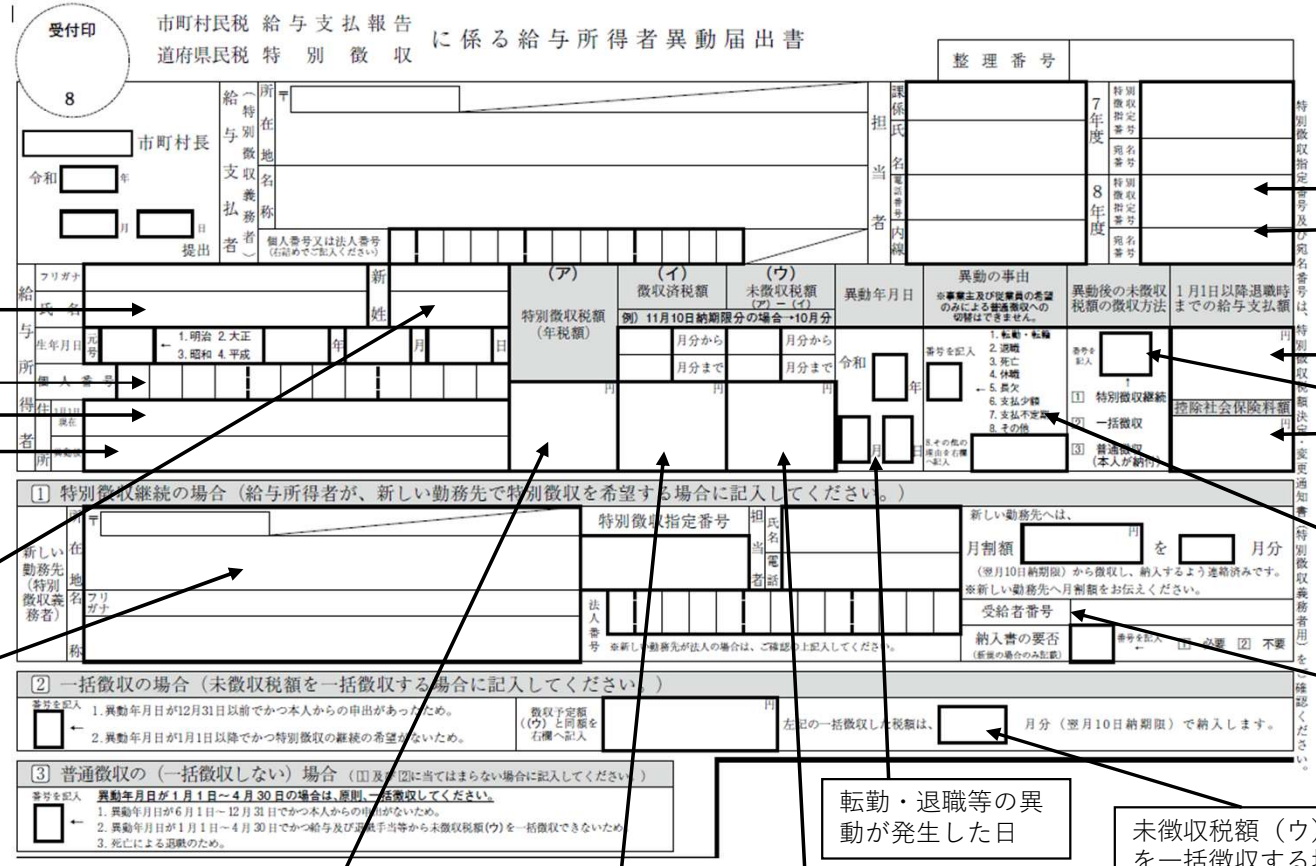

異動された納税者の氏名・住所・個人番号

上段の住所に変更がある場合の新しい現住所

左記の氏名に変更がある場合の新しい氏名

転勤等により新勤務先が特別徴収を継続する場合は、その名称・所在地・電話番号を
また、新勤務先に高槻市の指定番号がある場合はその指定番号

税額通知書でお知らせした指定番号及び宛名番号

退職の場合に、その年の１月１日から退職時までの給与・賞与等の支払い額の合計と、控除された社会保険料の額

未徴収の税額（ウ）がある場合、その納付方法の番号を記入

特別徴収ができなくなった事由の番号を記入

電子データで税額通知書（納税義務者用）の受取を希望されている場合は、必須項目

納税者の合計年税額

左の（ア）の年税額のうち、すでに特別徴収された期間と税額

（ア）の年税額から（イ）の徴収済税額を差し引いた未徴収税額と期間

転勤・退職等の異動が発生した日

未徴収税額（ウ）を一括徴収する場合、それを納入する月分